

第42回(2023)

沖縄県トラックドライバー・コンテスト

# 実 施 要 綱

学科競技 令和5年6月14日(水)

実科競技 令和5年7月23日(日)

公益社団法人沖縄県トラック協会

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-5-23 TEL098-863-0280



令和5年  
第42回 沖縄県トラックドライバー・コンテスト

## 実施要綱

### 1. 目的

事業用トラックドライバーに求められる環境に配慮した高度な運転技能、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

### 2. 主催

公益社団法人沖縄県トラック協会

### 3. 後援

内閣府沖縄総合事務局・沖縄県・沖縄県警察本部

### 4. 協力

いすゞ自動車九州株式会社・沖縄日野自動車株式会社  
UDトラックス株式会社・沖縄ふそう自動車株式会社  
有限会社壺川自動車学校

### 5. 期日及び会場

※学科競技 **令和5年6月14日(水)**

各支部において実施

※実科競技 **令和5年7月23日(日)**

有限会社壺川自動車学校(予定)

## 6. 出場選手と資格（4トン、11トン、トレーラ、女性部門）

- (1) 沖縄県トラック協会会員事業所の在籍専従者で勤務成績が優秀であり、出場推薦日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故無違反であること。
- (2) 実科競技については、学科競技の成績の上位から選抜された各部門5名以内とする。
- (3) 女性部門の実科競技車種は、運転競技のみ2トン、4トン、11トン、トレーラから選択できる。
- (4) 過去に全国大会において、各部門（第33回大会までの一般部門の各クラスを含む）で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に各部門を通じて2回出場している者は出場することができない。但し、第32回(平成12年度)大会以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数は除く。
- (5) 同一事業所から出場者数は制限しない。
- (6) 他部門との重複出場はできない。
- (7) 無資格者の出場は取り消すものとする。

## 7. 表彰

公益社団法人沖縄県トラック協会長賞・・・・・・・・各部門第1位～3位

## 8. 参加賞

実科競技参加者全員

## 9. 競技審査の概要

### (1) 学科競技

- ①大会実行委員会で決定した実施要綱に基づき、各支部において実施する。
- ②60分の時間をもって、安全な交通の方法に関する必要な知識の会得状況について、短答式（○×方式）により試験する。  
試験は、法規（道路交通法等）、構造機能（車両等）及び運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）について行う。

### (2) 実科競技

- ①一定時間内における、運転の基本操作技術及び日常点検の適切性について審査する。
- ②審査内容は次のとおり
  - ア. 運転技能  
10分程度の持ち時間で運転態度、発進、駐停車、変速、進路変更、コース走行、一時停止、車体感覚、車庫入れ等
  - イ. 点検  
7分～8分程度の持ち時間で日常点検における点検箇所、点検内容（着眼）等

### (3) 配点及び実科競技への選抜方法並びに順位決定方法

#### ①配点

1, 000点満点とし、その内容は次のとおりとする。

ア. 学科競技 400点満点 (法規200点・構造機能100点・運転常識100点)

イ. 実科競技 600点満点 (運転技能400点・点検200点)

#### ②実科競技への選抜方法

学科競技の得点が同点の場合は次による。

ア. 過去5年間の運転免許歴を有し、かつ5年間無事故無違反の者とする。

イ. すべてが同点の場合には高年齢者 (同年齢者の場合には誕生日が先の者) とする。

#### ③順位決定方法

総合得点の上位の者とし、同点の場合は次による。

ア. 過去5年間の運転免許歴を有し、かつ5年間無事故無違反の者とする。

イ. 運転技能の得点が高い者とする。

ウ. 運転技能が同点の場合には点検の得点が高い者とする。

エ. すべてが同点の場合には高年齢者 (同年齢者の場合には誕生日が先の者) とする。

## 10. 全国大会派遣

各部門の第1位入賞者を全国大会(10月予定)に派遣する。ただし、同一事業者からの出場は1名限り(女性部門は除く)とし、この場合次点者を繰り上げるものとする。

全国大会出場者の経費は協会負担とする。

## 11. その他

(1) 沖縄本島以外の離島からの実科競技への出場者に対する経費(旅費等)は協会が負担する。

(2) 実科競技の出場者に対する昼食、飲み物は協会が用意する。

(3) コンテスト日程及び業務分担は別に定める。

(4) 出場選手は本コンテストに申し込みを行った時点で、出場資格要件及び順位決定に必要な運転記録証明書を協会に一括申請することに同意したものとする。

また、競技の写真や動画が協会広報誌等に掲載されることに同意したものとする。

(5) 自然災害等やその他の事象により安全な大会運営ができないおそれがある場合は、競技を中止、延期または運営方法を変更(出場人数の制限等)することができる。

学科競技または実科競技のいずれかが中止の場合は、実施した競技の成績により全国大会推薦選手の選考並びに推薦を行う。

## 12. 成績の開示について

選手の成績結果については、個人情報観点から選手本人から要請があった場合に開示する。但し、選手本人から成績結果開示の承諾(委任状等)がある場合には代理で請求することができる。

# ＜学科競技＞

## 学科競技実施要領

### 1. 競技の主眼

安全な交通の方法に関する必要な知識の会得状況について採点する。

### 2. 競技時間、配点等

競技範囲、出題数、競技時間及び配点は次のとおり。

法規・・・・・・・・４０問（２００点満点）

構造機能・・・・２０問（１００点満点）

運転常識・・・・２０問（１００点満点）

合計・・・・・・・・８０問（４００点満点）　　６０分

### 3. 競技要領

(1) 問題は伏せて配布する。

①答えは別紙の解答用紙に記入する。

②「はじめ」の指示で競技を開始し、先ず部門、事業所名、氏名を確実に記入すること。

(2) 問題を一通り見て、字の不明なところがあれば手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものには回答しない。

(3) 問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。

(4) 早くできた者は、３０分経過後退席してもよいが、解答用紙は机上に伏せて、他の邪魔にならないよう静かに立つこと。廊下や洗面所等での雑談は遠慮されたい。

(5) 時間については５分前の予告をする。

(6) 筆記用具の件で用事がある場合は手を挙げて係員に聞くこと。

(7) 遅刻については、競技開始後３０分までは認めることとする。

# ＜実科競技＞

## 運転技能実施要領

### 1. 審査の主眼

安全無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術について採点し、特に安全を無視した運転方法（競技条件違反を含む）に対しては、厳しく減点する。満点は400点とし、運転競技採点表に基づいて採点する。

### 2. 減点対象項目

#### (1) 運転操作及び法規履行

安全装置、発進、制動、走行、車体感覚、通行区分、進路変更、直進、右左折（巻き込み防止措置を含む）、ハンドル操向、環境に配慮した適切なシフト操作、駐停車等。

#### (2) コース走行

周回・幹線コースの走行（発進・停止を含む）、交差点の通過（右折及び左折を含む）、狭路コースの走行（後退を含む）。

#### (3) 車庫入れ

- ・車庫入れは車体左側と側方板及び車体後部と指定された停止位置とを平行に接近させること。
- ・車両左側の測定は下図のとおり前後で行い、いずれか遠い距離により下表に基づき採点する。
- ・車両後方の測定は、A（指定された停止位置）と車体後部の中央部分との距離を測定し、採点する。Aの位置はコンテスト当日に発表する。Aより手前に停止または超えて停止した場合の誤差はいずれも同等に扱う。実際の測定は、車体後部の中央部分と停止板の距離を測定してAとの誤差を割り出し誤差に対して別に定める部門毎の難易度係数（下表参照）を乗じて減点数を算出する。減点数が50点を超過した場合は、一律50点減点とする。なお、停止板に接触した場合は50点減点とする。
- ・側方板または停止板に接触した場合は、その時点で車庫入れ競技は終了とする。

<左側の測定>

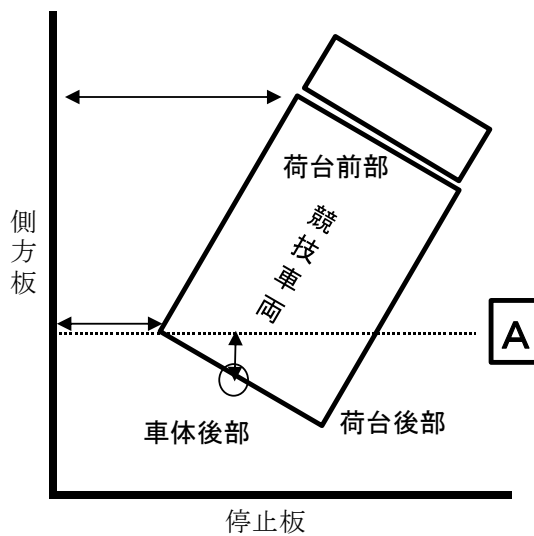
減点配分		50	40	30	20	10	0
左側間隔	2トン	接触	28cmをこえるもの	22cmをこえ 28cmまで	16cmをこえ 22cmまで	10cmをこえ 16cmまで	10cm以下
	4トン	接触	39cmをこえるもの	31cmをこえ 39cmまで	23cmをこえ 31cmまで	15cmをこえ 23cmまで	15cm以下
	11トン	接触	60cmをこえるもの	50cmをこえ 60cmまで	40cmをこえ 50cmまで	30cmをこえ 40cmまで	30cm以下
	トレーラ	接触	70cmをこえるもの	60cmをこえ 70cmまで	50cmをこえ 60cmまで	40cmをこえ 50cmまで	40cm以下

<後方の測定>

	係数	誤差	なし	1cm	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	45	46	47	48	49	50		接触
2トン	1	減点		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	45	46	47	48	49	50	以降同様に減点	50
4トン	0.8	減点		1	2	2	3	4	5	6	6	7	8	...	36	37	38	38	39	40		
11トン	0.6	減点		1	1	2	2	3	4	4	5	5	6	...	27	28	28	29	29	30		
トレーラ	0.5	減点		1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	...	22	23	24	24	25	25		

※減点配分は誤差（1cm）単位に係数を乗じて求められた値の少数第1位を四捨五入する。

※減点が50点を超えた場合は、一律50点減点とする。



車庫入れの計測図



### 3. 競技要領

- (1) 選手は指定場所に待機すること。次番選手は競技開始の10分前に選手誘導員が呼び出しを行うので、指示された交替地点で競技車に乗車する（運行前点検を行う必要はない）。
- (2) スタート地点ではエンジンを止め、両足をペダルから放し、ギアをニュートラルにしてサイドブレーキをかけ、シートベルトを締めて待機する。シートベルトは車庫入れ及び後退時に外すことができ、外しておく必要がなくなったら直ちに装着しておく。
- (3) スタート地点及び車庫入れにおける発進は、同乗審査官の「発進」の指示に従って、エンジンを始動し、速やかに発進すること。
- (4) コースの走行順路は同乗審査官の指示するとおりとし、不明の場合は速やかに訪ねる。

### 4. 競技条件

- (1) 審査（時間測定を含む）は同乗審査官が「発進」を指示したときから、コース終着点で降車するまでとし、法令に従い正しい基本操作を行うこと。
- (2) コースは一般道路（コース舗装面はすべて車道）とみなし、道路標識、道路標示等はすべて有効とすること。
- (3) 最高制限速度40km/hとすること。道路及び交通状況に応じた速度で走行する。（変速ギアを選択は自由とする。）
- (4) 左折小回りの基準は、交差点内を左後輪がコース左側端から概ね1m以内を走行すること。
- (5) 路外離脱（脱輪）の際は、直ちに停止し、同乗審査官の指示を待つこと。
- (6) 車庫入れのための最初の停止は、第一通行帯内（左から1番目）とする。
- (7) 車庫入れが完了したときは、エンジンを止めサイドブレーキをかけ、完了した旨をハッキリと大声で「よし」と審査官に知らせること。
- (8) 終着点では指示された目標線に車体先端を一致させ、駐車状態にして下車すること。
- (9) 選手はゼッケン順序により各自の競技参加時刻を承知して待機すること。

(別表)

部門別	女性2トン	4トン	11トン	トレーラ
運転時間	8分	8分	8分	8分

# 点検実施要領

## 1. 審査の主眼

車両の安全を確保するための「日常点検整備」（別表）について、点検箇所、点検内容（着眼）等について採点する。満点は200点とし、点検競技表に基づいて採点する。

## 2. 減点対象事項

- (1) 日常点検の的確な実施
- (2) 不良箇所の発見
- (3) 日常安全を確保するための真摯な作業態度

## 3. 点検時間

- 4トン部門・女性部門・・・・・・・・・・7分
- 11トン部門・トレーラ部門・・・・・・・・8分

## 4. 使用車種

- 4トン部門・・・・・・・・・・4トン車を使用
- 11トン部門・・・・・・・・・・8トン車を使用
- トレーラ部門・・・・・・・・・・トラクタを使用
- 女性部門・・・・・・・・・・4トン車を使用

## 5. 整備競技の進行について

- (1) 開始予定時刻の概ね5分前に誘導員が呼び出しを行うので、選手は所定の待機所に入ること。
- (2) 開始時刻になると、その選手は誘導員の誘導により各々自分が点検する車両の正面に、安全帽を着用し、車両の方を向いて整列する。各選手が整列を終えたら、進行係が笛を一声長く吹き鳴らし、一斉に点検を始める。
- (3) 5分を経過すると進行係が拡声器で「点検時間あと2分（3分）」と伝達する。その後2分（3分）を経過した時、拡声器で「点検終わり」と告げるから直ちに点検を止めて車両の前に整列する。全て動作は機敏にする。

## 6. 競技要領

- (1) 点検順序、点検動作等は自由。
- (2) 点検中、点検箇所、点検内容及び点検結果を審査官に対して指差しまたは呼称などにより分かりやすく示すこと、また点検の結果、不良（故障）箇所を発見した場合は、その都度、不良状態をはっきり審査官に告げ、その応答を得ること。
- (3) キャブの前傾や、ライト関係の点滅等は、各車に配置されている審査助手（ディーラー整備士）の手助けを求めることができる。
- (4) 審査官から質問を受けた場合は、その場で簡潔に応答する。
- (5) 不良（故障）箇所の修復は、行う必要はない。
- (6) 車両故障による不良箇所は、点検したものと判定する。その場合は事前に告知する。
- (7) バッテリー等、車両装置の位置確認については質問ができる。
- (8) 別表の※印がついている項目についても当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期であるとして点検を実施すること。
- (9) 次の点検は行う必要はない。
  - ①エンジンを始動して行う点検
  - ②ファンベルトの点検
  - ③ブレーキの空気圧力の上がり具合の点検
  - ④エア・タンクの凝水の点検
  - ⑤車両下部にもぐって行う点検
  - ⑥速度表示灯の点検

## 7. 禁止事項

- (1) 審査官及び助手に対する経過時間並びに整備点検内容の質問。
- (2) バッテリーへの点検ハンマーを使用しての殴打。

別表

自動車点検基準（国土交通省令）	
（日常点検基準）（抜粋）	
別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）（第1条関係）	
点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。
	2 ブレーキの液量が適当であること。
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。
	2 亀裂及び損傷がないこと。
	3 異常な磨耗がないこと。
	(※1) 4 溝の深さが十分であること。
	(※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。
	(※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。
	(※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。
	(※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。
	(※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯または点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(※1) 1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。
	(※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ① (※1) 印の点検は当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。